

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
オリックス自動車株式会社	東京都港区芝3-22-8

2 指名停止期間

全省庁統一資格 役務の提供等A 物品の買受けA

平成27年5月16日～平成27年7月1 (2ヶ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、札幌市北区土木部発注の「コンパクトカー型ハイブリット車」の借受について、正当な理由なく契約を締結しなかったことにより、札幌市において指名停止措置となったため。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）